

## 御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について、令和6年8月30日から同年9月30日までご意見の募集を行ったところ、10件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律	口座管理法
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則	口座管理法施行規則
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>本案はマイナンバーによる預貯金口座の管理を政府が勧めたいみたいですが個人情報保護の懸念があります。とは言っても預貯金口座を何らかの犯罪利用されるのを見過ごす訳には行かないので施行するならば個人情報保護をしっかりと行ってください。</p>	<p>マイナンバーは、その利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、行政機関等の保有する個人情報については一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報がいわば芽づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしています。</p>
<p>日本政府がマイナンバーカードを推し進めるのであれば頑強なセキュリティにし個人情報の漏洩を防いでください。</p>	
<p>マイナンバーカードに当たっては、個人情報の流出など、安全性が未だ確保されていない状況で、急いで制度を変えることにはメリットがないばかりか、医療現場などでの混乱というデメリットが上回っている。こういう解決もないまま、急ぐことは、混乱を生み出すだけで、賛成できない。</p>	
<p>個人番号を身分証明証として持ち歩くことは、紛失や盗難の際に安全性が確保できないので、そんなものを身分証明証として使おうとしているのは、日本くらいではないでしょうか。他国では番号は暗記している。しかし、日本のナンバーは長すぎて暗記できない。</p>	<p>マイナンバーカードを紛失等された場合の一時利用停止の依頼はマイナンバー総合フリーダイヤルで 24 時間 365 日受け付けております。また、マイナンバーは暗記いただく必要はなく、記載が必要な場合はマイナンバーカードの裏面等をご確認の上記入してください。</p>
<p>脱税など、正直者が損をする行いをこの国からなくすため、全口座にマイナンバーの紐付けを必須としてください！</p>	<p>御意見として承ります。なお、口座管理法に基づく預貯金口座付番制度は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度です。</p>
<p>元々マイナンバーは賛成しません。貯金とうについても、番号化するのは紛らわしい。</p>	
<p>保険証を身分証明証として使えなくすることは、マイナンバーカードを義務化するようなものになってしまう。</p>	<p>健康保険証等の規則上の本人確認書類からの削除は、改正法の一部施行等により健康保険証等が廃止されることに伴う規定の整備として行うものです。また、資格確認書については、改正前の健康保険証等と同様に顔写真のない本人確認書類として用いることができることとしているほか、附則において改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、犯収法施行規則と同様、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けております。</p>
<p>改正法の一部施行等の際、現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置が設けられるとのことですが、経過措置ではなく、恒久措置としてください。簡単に省令レベルで経過措置を止められては困りますので。</p>	
<p>健康保険証等廃止後の経過措置期間は、施行日から1年間とされる予定でしょうか。もしくは別な期間とされる予定でしょうか。またこの経過措置期間は、いつどのような方法で定められ、示されるのでしょうか。</p>	

<p>(犯収法施行規則の経過措置期間と同一期間で定められるものと考えておりますが、遅くとも本パブコメ結果公表時にあわせてお示しいただけることを希望します)</p>	
<p>外国人の登録にしましては、国内で犯罪などあることも考えられるため、写真つき、番号制は必要かと思えます。</p>	<p>本件は、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書について、一部の書類には顔写真が表示されないところ、かかる書類を顔写真のない本人確認書類と整理するものです。</p>
<p>在留カードや特別永住者証明書まで写真なし書類として整理するとはどういうことでしょうか？写真なしでも、本人確認書類として単独で有効とするのか、それとも他の書類とセットじゃないと本人確認書類として機能しないのか。単独で有効とすると、なりすましが簡単にできてしまいそうです。その防止策はどうなっているのでしょうか？いずれにしても、本案件に反対します。</p>	<p>顔写真のある本人確認書類については当該書類のみを提示するだけで本人確認できますが、顔写真のない本人確認書類については、当該書類のみを提示するだけでは本人確認できず、本人確認書類を補完する書類の提示も受けるなどの二次的な確認措置が必要となります。</p>
<p>本件では犯収法の経過措置に合わせる形での本人確認書類規定の見直しが行われているものと理解しております。本法と犯収法で本人確認書類が異なるというのは実務に影響を来す可能性があるのでは是非ご対応いただきたいです。その上で、運転経歴証明書についても同様の対応をとるべきではないでしょうか。つまり運転経歴証明書については平成24年4月1日以降に交付されたものとすべきではないでしょうか。それより前に交付された運転経歴証明書は裏面の備考欄がなく、氏名、住所の変更事項の記載が可能ではなく、本人確認書類として取り扱うべきではないと考えます。</p>	<p>運転経歴証明書については、「交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。」と規定しております。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳については地方公共団体による扱いがいい加減であるので、あまり高い価値を置かないべきと考える。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者も他の身分証明書を使用する事は可能であるので、これは各種制度においての身分証明書としての扱いを廃止した方が良いのではないかと考える。</p>	<p>公的機関により発行された書類であり、被証明者の本人特定事項の記載があることから、引き続き本人確認書類として扱います。</p>
<p>今後施行規則等改正のパブコメを実施される際は、概要資料にあわせ改正後条文案も公示いただくよう、お願いします。今回本方法を選択し条文案を公示しなかったことに特段の理由がございましたら、パブコメ結果公表時に可能な範囲でお示しいただければと存じます。</p>	<p>御意見として承ります。なお、行政手続法上、意見公募手続では、命令等で定めようとする内容を示すものを公示することが求められているところ、意見公募手続開始時点で引用が必要な他の省令の内容が確定していなかったことから、命令案文ではなく概要資料で意見公募手続をさせていただきました。</p>